

令和4年1月25日

令和3年度第10回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和4年1月25日（火）
午前9時30分～
場 所 美浦村役場3階大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 協議事項
協議第1号 美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例に係る意見聴取について
- 3 その他
- 4 閉会

協議第 1 号

美浦村文化財保護条例の全部を改正する条例に係る意見聴取について

令和 4 年第 1 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村文化財保護条例

美浦村文化財保護条例（昭和52年美浦村条例第21号）の全部を改正する。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 文化財の調査（第5条－第7条）
- 第3章 文化財の指定及び登録（第8条－第11条）
- 第4章 文化財の保存及び管理（第12条－第28条）
- 第5章 埋蔵文化財の保護（第29条－第32条）
- 第6章 文化財の活用（第33条－第38条）
- 第7章 文化財保護審議会（第39条－第43条）
- 第8章 補則（第44条）

附則

かつて内海であった霞ヶ浦の南岸に位置する美浦村は、穏やかな気候、そして海と森の恵みに育まれた豊かな大地で、国史跡「陸平貝塚」に象徴される縄文時代から、たゆむことのない人々の生活が息づいている。

そうした私たちの祖先が、営々と生きてきた歴史を教えてくれるのが、様々な時代の多様な文化財である。文化財には、それが生まれ、作られ、使われた当時の記憶が刻まれている。その記憶を呼び起こすことで、この土地に根差した先人たちの経験を私たちは学び、これからのまちづくりに活かすことが可能となる。先人たちの貴重な記憶が詰まった文化財を、私たちはこれからも大切に守り、将来へ継承しなければならない。

これまで経験したことの無い過疎化、少子高齢化の時代を迎え、文化財の継承にとともにすれば困難も予想されるが、地域の創意工夫でこれを克服し、文化財を保存・活用した潤いのあるまちづくりを目指し、ここに「美浦村文化財保護条例」を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づき、美浦村（以下「村」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もってその継承を図り、村民の郷土に対する理解を深めるとともに、村民の文化の向上及び発展に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。

(4) 民俗文化財 次に掲げるものをいう。

ア 衣食住、生業、社会生活等に関する物件で、地域の生活推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「有形民俗文化財」という。）

イ 衣食住、生業、社会生活等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で、地域の生活推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「無形民俗文化財」という。）

(5) 記念物 次に掲げるものをいう。

ア 貝塚、古墳、城館跡、集落跡その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

イ 庭園、丘陵、湖沼その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの

ウ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの

(6) 埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財をいう。

（村等の責務）

第3条 村は、文化財が郷土の歴史、文化、自然等を理解するために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の目的を達成するため、文化財の保存及び活用に関する基本的な方針を定め、文化財の調査及び研究、その保存及び活用に関する情報の提供、文化財に関わる村民の自主的な活動の支援その他の文化財の保存及び活用に関する施策を計画的に遂行するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、村の区域内に存する文化財の所有者その他の関係者に対し、その保存及び活用に関し適切な指導又は助言を行うよう努めなければならない。

4 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、文化財の所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

（村民等の責務）

第4条 村民等（村内に住所を有する者、村内に土地を有する者又は村内で事業を営む者をいう。）は、村及び教育委員会がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力するよう努めなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が村民等にとって貴重な財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、これを公開

する等、その活用に努めなければならない。

第2章 文化財の調査

(調査)

第5条 教育委員会は、文化財の保存及び活用の根幹となる調査、研究に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、文化財の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、その所有者、権原に基づく占有者、保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得て、その文化財を調査することができる。

(資料の収集)

第6条 教育委員会は、文化財に関する資料を広く収集し、その情報を整理するよう努めるものとする。

(村の区域外に移動した文化財の把握)

第7条 教育委員会は、郷土の歴史や文化を知る上で必要があると認めるときは、村の区域外に移動した文化財について、その所在及び現状の把握に努めるものとする。

第3章 文化財の指定及び登録

(指定)

第8条 教育委員会は、村の区域内に存する文化財（法及び茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、村にとって歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上価値が高いもの、その他教育委員会が重要と認めるものを次に掲げる美浦村指定文化財（以下「村指定文化財」という。）に指定することができる。

- (1) 美浦村指定有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「村指定有形文化財」という。）
- (2) 美浦村指定無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「村指定無形文化財」という。）
- (3) 美浦村指定有形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「村指定有形民俗文化財」という。）
- (4) 美浦村指定無形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「村指定無形民俗文化財」という。）
- (5) 美浦村指定史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「村指定史跡」という。）
- (6) 美浦村指定名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「村指定名勝」という。）
- (7) 美浦村指定天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「村指定天然記念物」という。）

- 2 教育委員会は、村指定有形文化財、村指定有形民俗文化財、村指定史跡、村指定名勝及び村指定天然記念物（以下「村指定有形文化財等」という。）を指定するときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、村指定無形文化財及び村指定無形民俗文化財（以下「村指定無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。
- 4 前項の規定により村指定無形文化財等の保持者等を認定するときは、あらかじめ認定しようとする無形文化財又は無形民俗文化財の保持者等（保持団体にあっては、その代表者）の同意を得なければならない。
- 5 教育委員会は、村指定無形文化財等の指定をした後においても、当該村指定無形文化財等の保持者等として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者等として追加認定することができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。
- 7 教育委員会は、第1項の規定による指定、第3項の規定による認定又は第5項の規定による追加認定（次条において「指定等」という。）をしたときは、村指定有形文化財等にあつてはその所有者に指定書を、村指定無形文化財等にあつては保持者等に認定書を交付しなければならない。

（告示等）

第9条 指定等は、その旨を告示するとともに、村指定有形文化財等にあつては当該村指定有形文化財等の所有者等に、村指定無形文化財等にあつては当該村指定無形文化財等の保持者等として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行う。ただし、前条第2項ただし書による場合は、告示をもって足りるものとする。

- 2 指定等は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

（登録）

第10条 教育委員会は、村の区域内に存する文化財（法に基づき指定又は登録されているもの、県条例により指定又は登録されているもの及びこの条例により指定されているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が必要と認めるものを、次に掲げる美浦村登録文化財（以下「村登録文化財」という。）として登録簿に登録することができる。

- (1) 美浦村登録有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「村登録有形文化財」という。）
- (2) 美浦村登録無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「村登録無形文化財」という。）
- (3) 美浦村登録有形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「村登録有形民俗文化財」という。）
- (4) 美浦村登録無形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「村登録無形民俗文化財」という。）
- (5) 美浦村登録史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が登

録したもの（以下「村登録史跡」という。）

(6) 美浦村登録名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「村登録名勝」という。）

(7) 美浦村登録天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「村登録天然記念物」という。）

2 第8条第2項から第7項まで及び前条の規定は、前項の規定による文化財の登録について準用する。この場合において、第8条第7項の規定中「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。
(指定等の解除等)

第11条 教育委員会は、村指定文化財又は村登録文化財がその価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定又は登録を解除することができる。

2 教育委員会は、村指定無形文化財等又は村登録無形文化財及び村登録無形民俗文化財（以下「村登録無形文化財等」という。）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

3 村指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該文化財の指定は、解除されたものとする。

4 村登録文化財が法又は県条例による指定又は登録を受けたとき及びこの条例の規定による指定を受けたときは、当該文化財の登録は、解除されたものとする。

5 第1項の規定による指定又は登録の解除、第2項の規定による認定の解除、第3項の規定による指定の解除及び前項の規定による登録の解除の告示等については、第9条の規定を準用する。

6 前項で準用する第9条第1項の規定による指定又は登録の解除の通知を受けた者は、速やかに指定書、登録書又は認定書を教育委員会に返付しなければならない。

7 村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の保持者が死亡したとき又はその保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、その保持者のすべてが死亡したとき又はその保持団体のすべてが解散したときは、当該村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の指定又は登録は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第4章 文化財の保存及び管理

(教育委員会による指導)

第12条 教育委員会は、村指定文化財又は村登録文化財の適切な保存、管理のため、その保存状況を把握するとともに、その所有者又は保持者等に対し、適

切な指導又は助言を行うものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者の選任)

第13条 村指定有形文化財等又は村登録有形文化財，村登録有形民俗文化財，村登録史跡，村登録名勝及び村登録天然記念物（以下「村登録有形文化財等」という。）の所有者は，この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い，当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者は，適切な管理のため必要があるときは，法に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは，村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者は，速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し，又は解任したときも，同様とする。

4 第1項の規定は，管理責任者について準用する。

(所有者の変更等の届出)

第14条 村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者が変更したときは，新所有者は，速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者又は管理責任者は，その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは，速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失，き損等の届出)

第15条 村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し，若しくはき損し，又はこれを亡失し，若しくは盗み取られたときは，当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者（管理責任者があるときは，その者）は，速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更等の届出)

第16条 村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所在の場所を変更しようとするときは，当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者（管理責任者があるときは，その者）は，あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし，教育委員会規則で定める場合は，この限りでない。

2 村指定史跡，村指定名勝若しくは村指定天然記念物の指定地域内又は村登録史跡，村登録名勝若しくは村登録天然記念物の登録地域内の土地について，その土地の所在，地番，地目又は地積に異動があったときは，当該土地の所有者（管理責任者があるときは，その者）は，速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第17条 村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の保持者が氏名若しくは住所を変更したとき又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは，保持者又はその相続人は，速やかにその旨を教育委員会に届け

出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（管理、修理又は保存に関する勧告等）

第18条 教育委員会は、村指定有形文化財等の管理が適当でないため当該村指定有形文化財等が滅失し、若しくはき損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認めるときは、当該村指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、その管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、村指定有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該村指定有形文化財等の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 教育委員会は、村指定無形文化財等の保持者等その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（管理、修理又は保存のための補助）

第19条 村は、村指定有形文化財等の管理又は修理につき多額の費用を要し、村指定有形文化財等の所有者がその負担に堪えないときその他特別の理由があるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 村は、村指定無形文化財等の保存のため必要があると認めるときその他特別の理由があるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該保持者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 教育委員会は、前2項の規定により補助金を交付する場合は、その補助の条件として管理、修理又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理、修理又は保存について指揮監督することができる。

（通常の維持管理又は保存のための補助）

第20条 村は、村指定有形文化財等の通常の維持管理のため必要があると認めるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該村指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 村は、村指定無形文化財等の通常の保存のため必要があると認めるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該村指定無形文化財等の保持者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（法及び県条例の規定による指定を受けた文化財、登録を受けた文化財に対する補助）

第21条 村は、必要があると認めるときは、法及び県条例の規定による指定を受けた文化財の管理、修理、復旧、公開その他保存及び活用に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 村は、必要があると認めるときは、法及び県条例並びにこの条例の規定による登録を受けた文化財の管理、修理、復旧、公開その他保存及び活用に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(勧告に基づく補助)

第22条 村は、第18条第1項又は第2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用の一部に充てさせるため、当該村指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金を交付する場合は、その補助の条件として措置又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該措置又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第23条 村は、第19条第1項若しくは第2項、第20条、第21条又は第22条第1項の規定による補助金の交付を受けるものが次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はそのものに対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助の条件に従わなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助を受けた目的以外に補助金を使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理、修理又は保存に関し法令、県条例又はこの条例に違反したとき。

(現状変更等の制限)

第24条 村指定有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとるとき、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 村は、第1項の許可を受けることができなかったことにより又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

(現状変更等の届出)

第25条 村登録有形文化財等に関し現状変更等を行おうとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第26条 村指定有形文化財等を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ

めその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第19条第1項、第22条第1項の規定による補助金の交付又は第24条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。

- 2 教育委員会は、村指定有形文化財等について必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(現状等の報告)

第27条 教育委員会は、必要があると認めるときは、村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の現状、管理又は修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第28条 村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合において、旧所有者は、当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の引渡しと同時にその指定書又は登録書を新所有者に引き渡さなければならない。

第5章 埋蔵文化財の保護

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第29条 教育委員会は、法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）で村の区域内に存するものに関し、資料を整備するとともにその周知を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

(周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議等)

第30条 教育委員会は、村の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で土地の掘削等（以下「土木工事等」という。）を行おうとする者から、法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第94条第1項の規定による通知で、法の規定により県が処理することとされた届出又は通知を受理したときは、当該届出又は通知の進達に伴う意見書作成のため、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査（試掘調査を含む。以下「現況調査」という。）し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。

(遺跡の発見に関する協議等)

第31条 教育委員会は、出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見した土地の所有者又は占有者から、法第96条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第97条第1項の規定による通知で、法により県が処理することとされた届出又は通知を受理したときは、当該届出又は通知の進達に伴う意見書作成のため、当該届出又は通知に係る埋蔵文

化財の現況調査を行い、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。

（埋蔵文化財の保護への協力）

第32条 前2条に規定する届出者又は通知者は、埋蔵文化財の現況調査、発掘調査の実施、工事実施中に教育委員会が行う立会等、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認める措置に協力するよう努めなければならない。

第6章 文化財の活用

（教育委員会による活用）

第33条 教育委員会は、法、県条例及びこの条例の規定により指定又は登録を受けた文化財の所有者等又は保持者等の同意を得た上で、その活用に努めるものとする。

（勧告に基づく公開）

第34条 教育委員会は、村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の出品又は公開を勧告することができる。この場合において、出品又は公開の時期及び期間は、当該文化財の保存状態等特性を把握し、総合的に判断する。

2 教育委員会は、村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の保持者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の公開を勧告することができる。この場合において、公開の期間は、保持者等との同意に基づく期間とする。

3 教育委員会は、村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所有者等に対し、当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の公開を勧告することができる。この場合において、公開の時期及び期間は、当該文化財の保存状態等特性を把握し、総合的に判断する。

4 教育委員会は、村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の保持者等に対し、当該村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の公開を勧告することができる。

5 教育委員会は、村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

6 教育委員会は、第1項の規定により村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等が出品されたときは、その職員のうちから当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

7 第1項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等が滅失し、又はき損したときは、村はその所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責に帰すべき理由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

8 教育委員会は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

- 9 第3項の規定による公開の場合を除き、村指定有形文化財等又は村登録有形文化財等の所在の場所を変更してこれを公開の用に供するため第16条第1項の規定による届出があった場合は、前項の規定を準用する。

(標識等の設置)

- 第35条 教育委員会は、村指定文化財又は村登録文化財のうち、必要があると認めるものについて、当該文化財の所有者等又は保持者等の同意を得て、標識、説明板その他の施設を設置し、これを当該文化財の所有者又は管理責任者、保持者等に管理させることができる。

(学習機会の提供)

- 第36条 教育委員会は、村民等が文化財に親しみ、文化財についての理解及び関心を深めることができるよう、学習の機会を提供するよう努めるものとする。

(人材等の育成)

- 第37条 教育委員会は、地域で文化財を継承していく環境づくりを目指すため、文化財の保存及び活用の実践的な活動をする人材及び団体の育成に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、学校と連携をとりながら、文化財を地域教材として活用する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との相互連携)

- 第38条 教育委員会は、文化財の保存及び活用に関し、学校教育、社会教育、文化、観光等の関係機関及び村民等の団体が行う教育文化活動との相互連携を図るとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

第7章 文化財保護審議会

(設置等)

- 第39条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に美浦村文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に答申するほか、これらの事項について教育委員会に建議することができる。

- 3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 文化財の保存と活用に関する指針又は計画の策定及び変更
- (2) 村指定文化財の指定及びその解除
- (3) 村登録文化財の登録及びその解除
- (4) 村指定無形文化財等又は村登録無形文化財等の保持者等の認定及びその解除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第40条 審議会は、委員6人以内をもって組織し、文化財に関し識見を有する

者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 特別の事項を審議するため、必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了したときをもって終了する。

(審議会の会議等)

第41条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第42条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第43条 審議会に専門的事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

第8章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の美浦村文化財保護条例の規定により指定されている村の文化財は、この条例による改正後の美浦村文化財保護条例により村指定文化財として指定されたものとみなす。
 - 3 この条例の施行の際現に美浦村文化財保護審議会条例（昭和52年美浦村条例第22号、次項において「審議会条例」という。）の規定により委嘱されている美浦村文化財保護委員会委員は、改正後の美浦村文化財保護条例の規定により委嘱された美浦村文化財保護審議会委員とみなす。
 - 4 この条例の施行により、審議会条例は廃止する。

美浦村文化財保護条例施行規則

美浦村文化財保護条例施行規則（昭和 52 年美浦村教育委員会規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、美浦村文化財保護条例（令和 4 年美浦村条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（文化財台帳及び登録簿）

第 3 条 教育委員会は、村指定文化財の指定の状況を記録するため、美浦村指定文化財台帳（別表 1）（以下「文化財台帳」という。）を備えるものとする。

2 教育委員会は、村登録文化財の登録の状況を記録するため、美浦村文化財登録簿（別表 2）（以下「登録簿」という。）を備えるものとする。

（同意書）

第 4 条 条例第 8 条第 2 項に規定する指定の同意、同条第 4 項に規定する認定の同意、同条第 6 項に規定する追加認定の同意及び第 10 条第 2 項に規定する登録の同意は、同意書（様式第 1 号）により行うものとする。

（指定書）

第 5 条 条例第 8 条第 7 項に規定する村指定有形文化財等の指定は、指定書（様式第 2 号）により行うものとする。

（認定書）

第 6 条 条例第 8 条第 7 項に規定する村指定無形文化財等の保持者又は保持団体の認定及び追加認定、条例第 10 条第 2 項に規定する村登録無形文化財等の保持者又は保持団体の認定及び追加認定は、認定書（様式第 3 号）により行うものとする。

（指定書等の再交付）

第 7 条 村指定文化財又は村登録文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体は、指定書、登録書又は認定書（以下「指定書等」という。）を亡失し、又は損傷したときは、指定書等再交付申請書（様式第 4 号）を教育委員会に提出し、指定書等の再交付を受けなければならない。

（登録書）

第 8 条 条例第 10 条第 2 項に規定する村登録有形文化財等の登録は、登録書（様式第 5 号）により行うものとする。

（登録の推薦）

第 9 条 村の区域内に存する文化財が条例第 10 条第 1 項に規定する登録にふさわしいと思う者は、その登録について教育委員会に推薦することができる。

2 前項の推薦に関しての手續等は、別に定める。

（管理責任者の選任等の届出）

第 10 条 条例第 13 条第 3 項の規定による管理責任者の選任、変更又は解任の届出は、管理責任者選任等届出書（様式第 6 号）により行うものとする。

(所有者の変更等の届出)

第11条 条例第14条第1項の規定による所有者の変更の届出及び同条第2項の規定による所有者又は管理責任者の氏名、名称又は住所の変更の届出は、所有者変更等届出書(様式第7号)に指定書又は登録書を添えて行うものとする。

(滅失、き損等の届出)

第12条 条例第15条に規定する滅失、き損、亡失又は盗み取られた場合の届出は、滅失、き損等届出書(様式第8号)により行うものとする。

(所在場所変更の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届出書(様式第9号)により行うものとする。

(所在場所変更の届出を要しない場合)

第14条 条例第16条第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第18条第1項の規定による勧告に基づいて行う措置又は同条第2項の規定による勧告に基づいて行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合
 - (2) 条例第24条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとする場合
 - (3) 条例第25条第1項の規定による届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとする場合
 - (4) 条例第26条第1項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合
 - (5) 条例第34条第1項の規定による勧告に基づいて行う出品又は公開、同条第3項の規定による勧告に基づいて行う公開のために所在の場所を変更しようとする場合
 - (6) 所在の場所を変更した後、1月以内に変更前の所在の場所に復することが明らかな場合
- 2 非常災害のために必要な応急措置として所在の場所の変更をする場合は、所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(土地の所在等異動の届出)

第15条 条例第16条第2項の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、土地の所在等異動届出書(様式第10号)により行うものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第16条 条例第17条前段に規定する教育委員会規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保持者の芸名又は雅号の変更
- (2) 保持者の心身の故障

2 条例第17条前段の規定による届出は、保持者の氏名若しくは住所の変更又は前項第1号に掲げる事由に該当する場合にあっては、保持者氏名等変更届出書(様式第11号)により、保持者の死亡又は同項第2号に掲げる事由に

該当する場合にあっては、保持者死亡等届出書（様式第 1 2 号）により、認定書を添えて行うものとする。

- 3 条例第 1 7 条後段の規定による届出は、保持団体等異動届出書（様式第 1 3 号）により認定書を添えて行うものとする。

（現状変更等の許可申請等）

第 1 7 条 条例第 2 4 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（様式第 1 4 号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による現状変更等許可申請書には、必要に応じて次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等に係る承諾書（様式第 1 5 号）
- (5) 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等に係る承諾書（様式第 1 5 号）

- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その現状変更等を許可する場合は現状変更等許可通知書（様式第 1 6 号）により、許可しない場合はその旨を申請者に通知するものとする。

- 4 条例第 2 4 条第 2 項に規定する教育委員会規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 村指定有形文化財等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該村指定有形文化財等をその指定当時の原状（村指定有形文化財等の指定後、現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復すること。
- (2) 村指定有形文化財等がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するために応急の措置をとること。
- (3) 村指定天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、その部分を除去すること。

- 5 条例第 2 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく現状変更等着手（完了）届出書（様式第 1 7 号）により教育委員会に届け出なければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出書には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。

（現状変更等の届出）

第 1 8 条 条例第 2 5 条第 1 項の規定による現状変更等の届出は、現状変更等届出書（様式第 1 8 号）により行うものとする。

- 2 前項の規定による現状変更等届出書には、必要に応じて次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図

- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等に係る承諾書（様式第15号）
- (5) 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等に係る承諾書（様式第15号）（修理の届出）

第19条 条例第26条第1項の規定による修理の届出は、修理届出書（様式第19号）により行うものとする。

2 前項に規定する修理届出書には、必要に応じて次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 修理に係る仕様書及び設計図
- (2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図（標識等の管理）

第20条 条例第35条に規定する標識、説明板その他の施設の設置に関する所有者等又は保持者等の同意は、標識等設置同意書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第35条の規定により標識又は説明板を管理する者（次項において「標識等管理者」という。）は、当該標識又は説明板が亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 標識等管理者は、管理する標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。（部会の運営）

第21条 条例第43条に規定する文化財保護審議会の部会（次項及び第4項において「部会」という。）に属すべき委員は、美浦村文化財保護審議会の委員又は臨時委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。（補助金等）

第22条 条例第19条から条例第23条までの規定のうち、補助金等の交付申請、決定、その他必要な事項については、別に定める。（委任）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の美浦村文化財保護条例施行規則に規定された指定書は、この規則による改正後の美浦村文化財保護条例施行規則第5条により交付された指定書とみなす。

別表 1

美浦村指定文化財台帳					管理番号		区分	
ふりがな 名称		員数		種別		(写真・見取図)		
所在地（区域）		指定日						
所有者	(住所・氏名・連絡先)							
占有者	(住所・氏名・連絡先)							
保持者	(住所・氏名・連絡先)							
保持団体	(住所・氏名・連絡先)							
管理責任者	(住所・氏名・連絡先)							
内容・特徴								
保存状況								
文献								

調査歴	修理・現状変更等の記録

別表 2

美浦村文化財登録簿				管理番号		区分	
ふりがな 名称		員数		種別		(写真・見取図)	
所在地（区域）		登録日					
所有者	(住所・氏名・連絡先)						
占有者	(住所・氏名・連絡先)						
保持者	(住所・氏名・連絡先)						
保持団体	(住所・氏名・連絡先)						
管理責任者	(住所・氏名・連絡先)						
内容・特徴							
保存状況							
文献							

調査歴	修理・現状変更等の記録

様式第 1 号(第 4 条関係)

同 意 書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐占有者 ☐保持者又は保持団体
住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話 ()

☐ 次の文化財を美浦村 ☐指定
☐登録 文化財とすることに同意します。

☐ 次の文化財の ☐保持者
☐保持団体 と認定することに同意します。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【文化財の所在地又は区域】

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

記 号 番 号	指 定 書
員 数	名 称 (構造及び形式又はその他特徴)
美浦村文化財保護条例の規定により美浦村指定文化財に指定します 年 月 日 美浦村教育委員会	

所 有 者 の 氏 名 (団 体 に あ っ て は , 名 称)	所 有 者 の 住 所 (団 体 に あ っ て は , 主 務 所 の 住 所)	所在の場所	指定書の交付再交付又は所有者 の変更年月日

注意

- 1 この指定書は亡失し又はき損したりしないように大切に保管してください。
- 2 所有者が代わった時はこの指定書を新しい所有者に引渡してください。
- 3 指定が解除された時は、この指定書を美浦村教育委員会に返付してください。

表

記 号 番 号

認定書

保持者(保持団体)名

様

美浦村文化財保護条例の規定により
認定します。

の

として

年 月 日

美浦村教育委員会

裏

保持者の住所又は保持団体の 事務所の所在地	交付又は再交付の年月日

氏名又は 名称	住所又は所在地	変更の年月日

注意

- 1 この認定書は亡失し又はき損したりしないように大切に保管してください。
- 2 認定が解除された時は、この認定書を美浦村教育委員会に返付してください。

様式第4号(第7条関係)

指定書等再交付申請書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐保持者又は保持団体
住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話 ()

次の文化財の ☐指定書 ☐登録書 ☐認定書 の再交付を申請します。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【再発行を申請する理由】

☐亡失 ☐損傷

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 再交付の理由が損傷の場合には、その指定書、登録書又は認定書を添付してください。

記 号 番 号
登 録 書
名 称 員 数 (構造及び形式又はその他特徴) 美浦村文化財保護条例の規定により美浦村登録文化財に登録します 年 月 日 美浦村教育委員会

裏

所 有 者 の 氏 名 (団 体 に あ っ て は , 名 称)	所 有 者 の 住 所 (団 体 に あ っ て は , 主 務 所 の 住 所)	所在の場所	登録書の交付再交付又は所有者 の変更年月日

注意

- 1 この登録書は亡失し又はき損したりしないように大切に保管してください。
- 2 所有者が代わった時はこの登録書を新しい所有者に引渡してください。
- 3 登録が解除された時は、この登録書を美浦村教育委員会に返付してください。

様式第 6 号(第 10 条関係)

管理責任者選任等届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話 ()

次の文化財について、管理責任者を
☐選任
☐変更 したので届け出ます。
☐解任

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【変更後の住所氏名】

住所

氏名

【変更前の住所氏名】

住所

氏名

【選任、変更又は解任の年月日】

年 月 日

【選任、変更又は解任の理由】

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

様式第 7 号(第 11 条関係)

所有者変更等届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐管理責任者
住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話 ()

☐ 次の文化財の所有者が変更したので届け出ます。

☐ 次の文化財の ☐所有者 ☐住所又は所在地
の ☐管理責任者 ☐氏名又は名称 が変更したので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【変更後の住所(所在地)及び氏名(名称)】

住所(所在地)

氏名(名称)

【変更前の住所(所在地)及び氏名(名称)】

住所(所在地)

氏名(名称)

【変更年月日】

年 月 日

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

様式第 8 号(第 12 条関係)

滅失、き損等届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐管理責任者

住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話 ()

次の文化財が ☐滅失した
☐き損した
☐亡失した
☐盗み取られた
ので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【届出事実の発見年月日】

年 月 日

【届出事実の状況】

【発見後の処理】

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

様式第9号(第13条関係)

所在場所変更届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐管理責任者
住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話 ()

次の文化財の所在の場所を変更したいので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【変更後の所在の場所】

【変更年月日】

年 月 日

【変更の理由】

【文化財を変更前の所在の場所に復する場合においては、その予定日】

年 月 日

(注) 該当する□にレ印を記入してください。

様式第 10 号(第 15 条関係)

土地の所在等異動届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐管理責任者
住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話 ()

次の文化財の所在する土地について、異動があったので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【異動後の所在，地番，地目及び地積】

【異動前の所在，地番，地目及び地積】

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 所在又は地番の異動の場合は指定書又は登録書を，地番，地目又は地積の異動の場合は登記事項証明書及び公図の写しを添付してください。

様式第 11 号(第 16 条関係)

保持者氏名等変更届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

住所

氏名

電話 ()

次の文化財の保持者の

☐氏名

☐芸名又は雅号 を変更したので届け出ます。

☐住所

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【新氏名(芸名, 雅号)又は新住所】

住所

氏名

【旧氏名(芸名, 雅号)又は旧住所】

住所

氏名

【変更年月日】

年 月 日

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 認定書を添付してください。

様式第 12 号(第 16 条関係)

保持者死亡等届出書

美浦村教育委員会 様

年 月 日

☐保持者 ☐相続人

住所

氏名

電話 ()

次の文化財の保持者の ☐死亡 ☐心身の故障 について届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【保持者の住所及び氏名】(届出者が、相続人の場合は記入してください。)

住所

氏名

【届出の事由の発生年月日】

年 月 日

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 認定書を添付してください。

様式第 13 号(第 16 条関係)

保持団体等異動届出書

美浦村教育委員会 様

年 月 日

主たる事務所の所在地

団体の名称及び代表者名

電話 ()

次の文化財の保持団体の
☐名称の変更
☐事務所所在地の変更
☐代表者の変更
☐構成員の異動
☐解散

について届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【変更又は異動後】

【変更又は異動前】

【届出の事由の発生年月日】

年 月 日

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 認定書を添付してください。

様式第 14 号(第 17 条関係)

現状変更等許可申請書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者名)

電話 ()

次の伊勢原市指定文化財について ☐現状の変更 ☐保存に影響を及ぼす行為 許可を受けたいので申請します。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【現状変更等の内容及び実施方法】

【現在の所在の場所から移動する場合の移動先及び期間】

【現状変更等を必要とする理由】

【現状変更等の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【現状変更等の施行者の住所(所在地)及び氏名(名称)】

住所(所在地)

氏名(名称)

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 必要に応じて、次の図書を添付してください。
(1)現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
(2)現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
(3)現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料
(4)許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等に係る承諾書(第 15 号様式)
(5)管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外のものであるときは、管理責任者の現状変更等に係る承諾書(第 15 号様式)

様式第 15 号(第 17 条, 第 18 条関係)

現状変更等に係る承諾書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐管理責任者

住所

(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)

氏名

(団体にあっては, 名称及び代表者の氏名)

電話 ()

次の文化財の現状変更等について承諾します。

1 文化財の種別・名称・員数

2 現状変更等の内容

様式第 16 号(第 17 条関係)

現状変更等許可通知書

年 月 日

様

美浦村教育委員会

次の美浦村指定文化財について

を許可します。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【現状変更等の内容及び実施方法】

【現在の所在の場所から移動する場合の移動先及び期間】

【現状変更等を必要とする理由】

【現状変更等の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【現状変更等の施行者の住所(所在地)及び氏名(名称)】

住所(所在地)

氏名(名称)

様式第 17 号(第 17 条関係)

現 状 変 更 等
着手(完了)届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

住所

氏名(団体にあつては, 主たる事務所の
所在地, 名称及び代表者の氏名)

電話 ()

次の文化財の現状変更等について ☐着手 ☐完了 したので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【着手年月日】

年 月 日

【完了年月日】

年 月 日

【その他参考となるべき事項】

(注)1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 完了届に際しては, 現状変更等又は修理の結果を示す写真又は見取図等を添付してください。

様式第 18 号(第 18 条関係)

現状変更等届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者名)

電話 ()

次の美浦村登録文化財について、現状変更等をしたいので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【現状変更等の内容及び実施方法】

【現在の所在の場所から移動する場合の移動先及び期間】

【現状変更等を必要とする理由】

【現状変更等の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【現状変更等の施行者の住所(所在地)及び氏名(名称)】

住所(所在地)

氏名(名称)

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 必要に応じて、次の書類を添付してください。
- (1) 現状変更等に係る設計仕様書, 設計図等
 - (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真, 実測図又は見取図
 - (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料
 - (4) 届出者が所有者以外の者であるときには, 所有者の現状変更等に係る承諾書(第 15 号様式)
 - (5) 管理責任者が選任されている場合において, 許可申請者が管理責任者以外の者であるときは, 管理責任者の現状変更等に係る承諾書(第 15 号様式)

様式第 19 号(第 19 条関係)

修理届出書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者名)

電話 ()

次の美浦村指定文化財を修理したいので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【修理の内容及び実施方法】

【現在の所在の場所から移動する場合の移動先及び期間】

【修理を必要とする理由】

【修理の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【修理施行者の住所(所在地)及び氏名(名称)】

住所(所在地)

氏名(名称)

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 必要に応じて、次の書類を添付してください。
(1)修理に係る設計仕様書及び設計図
(2)修理しようとする箇所の写真又は見取図

様式第 20 号(第 20 条関係)

標識等設置同意書

年 月 日

美浦村教育委員会 様

☐所有者 ☐占有者 ☐保持者又は保持団体
届出者 住所

氏名 (団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

☐所有
私の ☐占有 ☐保持 する文化財について標識等を設置することに同意します。

【文化財の種別及び員数】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【指定又は登録年月日】
年 月 日

【設置場所】

【その他参考になるべき事項】

令和4年1月25日

令和3年度第10回美浦村定例教育委員会議案

(別冊資料)

美浦村教育委員会

目 次

協議第 1 号	【改正前】	美浦村文化財保護条例… P 2
協議第 1 号資料	【改正前】	美浦村文化財保護条例施行規則… P 20

○美浦村文化財保護条例

昭和52年12月23日

条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 村指定有形文化財(第4条～第25条)
- 第3章 村指定無形文化財(第26条～第32条)
- 第4章 村指定有形民俗文化財・村指定無形民俗文化財(第33条～第40条)
- 第5章 村指定史跡名勝天然記念物(第41条～第51条)
- 第6章 村選定保存技術(第52条～第56条)
- 第7章 補則(第57条)
- 第8章 罰則(第58条～第61条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で管内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって村民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地、その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で村民の生活の推移の理解のため欠くこ

とのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの及び庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、美術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)&及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(村民の心構え)

第3条 村民は、村がこの条例の規定に基づき行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用につとめなければならない。
- 3 教育委員会は、この条例の執行にあたって、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章 村指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、管内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、重要なものを美浦村指定有形文化財(以下「村指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ美浦村文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、村指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 村指定有形文化財が村指定有形文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 村指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財又は県条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財としての指定があったときは、村指定有形文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を告示するとともに、村指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による村指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は速やかに村指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第6条 教育委員会は、村指定有形文化財の所有者に対し、村指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 村指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、村指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 村指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該指定有形文化財の管理の責に任すべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 村指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第8条 村指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 村指定有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、新管理責任者と連署の上、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 村指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、届け出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第9条 村指定有形文化財につき所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な団体を指定して村指定有形文化財の保存のために必要な管理(村指定有形文化財の保存のため必要な設備、施設その他の物件で村指定有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、村指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする団体の同意を得なければならない。ただし、村指定有形文化財の所有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び団体に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第4条第5項の規定を準用する。

5 第1項の規定による指定を受けた団体(以下この章において「管理団体」という。)には、第6条及び第7条第1項の規定を準用する。

(管理団体の指定の解除)

第10条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合、その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4条第5項の規定を準用する。

(管理団体の管理の費用)

第11条 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理に要する費用の全部又は一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失及びき損)

第12条 村指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第13条 村指定有形文化財の所在を変更しようとするときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(修理)

第14条 村指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、当該管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第15条 管理団体が村指定有形文化財の修理を行う場合は、当該管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について村指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りではない。

2 管理団体が行う修理には、第11条の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第16条 村指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者又は管理団体がその負担にたえない場合その他特別の事情がある場合には、村は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第17条 村指定有形文化財の管理が適当でないため村指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 村指定有形文化財がき損している場合においてその保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を村の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により村が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第18条 村指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者、管理責任者又は管理団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可条件として、村指定有形文化財の現状又はその保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、村は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届け出等)

第19条 村指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者、管理責任者又は管理団体は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第16条の規定による補助金の交付、第17条第1項及び第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 村指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第20条 教育委員会は、村指定有形文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によって損害を受けた者に対しては、村はその通常生ずべき損害を補償する。

(公開)

第21条 村指定有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理責任者又は管理団体がある場合は、当該管理責任者又は管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者、管理責任者又は管理団体の出品に係る村指定有形文化財を当該所有者、管理責任者及び管理団体以外の者が、この条例の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

(公開及び出品の勧告)

第22条 教育委員会は、村指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、6月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、村指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、村指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、3月以内の期間を限って、村指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、村の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を村の負担とすることができる。
- 4 村は、第1項の規定により出品した所有者に対し、出品料を支払うことができる。
- 5 教育委員会は、第1項の規定により村指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから村指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る村指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該村

指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、村は当該村指定有形文化財の所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者、管理責任者又は管理団体の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(勧告によらない公開)

第23条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、村指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第13条の規定による届け出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(報告)

第24条 教育委員会は、必要があると認めるときは、村指定有形文化財の所有者、管理責任者に対し、当該村指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第25条 村指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、村指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は当該村指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理責任者が指定され、又は解任された場合には、第1項の規定を準用する。ただし、専ら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

4 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合においても、前項と同様とする。

第3章 村指定無形文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、管内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの又は県条例第26条第1項の規定により県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち重要なものを美浦村指定無形文化財(以下「村指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、村指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない

らない。

- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、村指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)として認定しようとするものに通知してする。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、村指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第27条 村指定無形文化財が村指定無形文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、村指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 村指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第26条第1項の規定による県指定無形文化財としての指定のあったときは、村指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、村指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、村指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者、保持団体の氏名変更等)

第28条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又は相続人は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第29条 教育委員会は、村指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該村指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、村は保持者又は保持団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第30条 教育委員会は、村指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該村指定無形文化財の公開を、村指定無形文化財の記録の保持者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の場合には、第22条第3項及び第6項の規定を準用する。

3 村は、第1項の規定による村指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第1項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第31条 教育委員会は、村指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(準用規定)

第32条 第9条から第11条までの規定は、村指定無形文化財について準用する。

第4章 村指定有形民俗文化財・村指定無形民俗文化財

(指定)

第33条 教育委員会は、管内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第32条第1項の規定により茨城県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に指定されたものを除く。)のうち重要なものを美浦村指定有形民俗文化財(以下「村指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財又は県条例第32条第1項の規定により茨城県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを美浦村指定無形民俗文化財(以下「村指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による村指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による村指定無形民俗文化財の指定には、第26条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による村指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

第34条 村指定有形民俗文化財又は村指定無形民俗文化財が村指定有形民俗文化財又は村指定無形民俗文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による村指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による村指定無形民俗文化財の指定の解除には、第27条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による村指定無形民俗文化財の指定解除は、その旨を告示してする。

5 村指定有形民俗文化財又は村指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定、県条例第32条第1項の規定による県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該村指定有形民俗文化財又は村指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合の村指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

7 第5項の場合の村指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

(保護)

第35条 村指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 村指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は前項の届出に係る現状の変更に関し、必要な指示をすることができる。

(村指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第36条 第6条から第17条まで、第19条及び第21条から第25条までの規定は、村指定有形民俗文化財について準用する。

(村指定無形民俗文化財の保存)

第37条 教育委員会は、村指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、村指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、村は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条の規定を準用する。

(村指定無形民俗文化財の記録の公開)

第38条 教育委員会は、村指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第30条第3項及び第4項の規定を準用する。

(村指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第39条 教育委員会は、村指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(村指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財記録の作成等)

第40条 教育委員会は、村指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、村は適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の

公開又はその記録の作成，保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定による選択には，第26条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により補助金を交付する場合には，第16条の規定を準用する。

第5章 村指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第41条 教育委員会は，管内に存する記念物(法第109条第1項又は県条例第40条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。)のうち重要なものを美浦村指定史跡，美浦村指定名勝又は美浦村指定天然記念物(以下「村指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には，第4条第2項から第6項までの規定を準用する。
- 3 前項において準用する第4条第4項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で，個別に通知し難い事情がある場合には，教育委員会は，同項の規定による通知に代えて，その通知すべき事項を別に教育委員会の指定する場所に掲示することができる。この場合においては，その掲示を始めた日から2週間を経過したときに同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第42条 村指定史跡名勝天然記念物が，村指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは，教育委員会は，その指定を解除することができる。

- 2 村指定史跡名勝天然記念物について，法第109条第1項の規定による史跡，名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第40条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは，当該村指定史跡名勝天然記念物の指定は，解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には，第4条第3項から第5項までの規定を，前項の場合には，第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第43条 村指定史跡名勝天然記念物につき，所有者がいなか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第51条において準用する第7条第2項の規定により選任された管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明

らかに認められる場合には、教育委員会は適当な団体を指定して、当該村指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該村指定史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該村指定史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする団体の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該村指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする団体に通知して行う。
- 4 第1項の規定による指定には、第41条第3項及び同条第2項において準用する第4条第5項の規定を準用する。
- 5 第1項の規定による指定を受けた団体(以下この章において「管理団体」という。)が復旧を行う場合には、当該管理団体は、あらかじめその復旧の方法及び時期について、当該村指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 6 管理団体が行う管理には、第6条及び第7条の規定を準用する。

(管理団体の解除)

第44条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合、その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、同条同項による指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第41条第3項及び同条第2項において準用する第4条第5項の規定を準用する。

(管理団体の管理の費用)

第45条 管理団体が行う村指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に要する費用は、当該管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(標識等の設置)

第46条 村指定史跡名勝天然記念物の所有者、管理責任者又は管理団体は、教育委員会の定める基準により、村指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標

識，説明板，境界標，囲さくその他の施設を設置するものとする。

（土地所在等の異動の届出）

第47条 村指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について，その土地の所在地，地番，地目又は地積に異動があったときは，所有者，管理責任者又は管理団体は，すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第48条 村指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，教育委員会の許可を受けなければならない。ただし，現状変更については，教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合は，この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には，第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の許可を受けず，又は前項で準用する第18条第2項の規定による許可の条件に従わないで，村指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては，教育委員会は，当該村指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命ずることができる。この場合には，教育委員会は，当該原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（復旧の届出）

第49条 村指定史跡名勝天然記念物の復旧の届出については，第19条の規定を準用する。

（環境保全）

第50条 教育委員会は，村指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは，地域を定めて一定の行為を制限し，若しくは禁止し，又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損害を受けた者に対しては，村はその通常生ずべき損害を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者については，第48条第3項の規定を準用する。

（準用規定）

第51条 第6条から第8条まで，第12条，第16条から第17条まで，第24条並びに第25条第1項及び第3項の規定は，村指定史跡名勝天然記念物について準用す

る。

第6章 村選定保存技術

(選定)

第52条 教育委員会は、村の管内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のため欠くことのできないもの(法第147条第1項、県条例第51条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、村として保存の措置を講ずる必要があるものを美浦村選定保存技術(以下「村選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により選定をするに当たっては、村選定保存技術の保持者又は保存団体(村選定保存技術を保持することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の村選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第26条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第53条 教育委員会は、村選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合、その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第27条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 村選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定及び県条例第51条第1項の規定による県選定保存技術の選定があったときは、当該村選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定は解除されたものとする。

5 前項の場合には、第27条第6項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては、保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、村選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合に教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更)

第54条 保持者及び保存団体には、第28条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第55条 教育委員会は、村選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、村選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成、その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、村は保持者又は保存団体その他その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条及び第17条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第56条 教育委員会は、村選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第7章 補則

(施行規則)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第58条 村指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第59条 村指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及

ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第60条 第18条又は第48条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで村指定有形文化財若しくは村指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務若しくは財産の管理に関して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

○美浦村文化財保護条例施行規則

昭和52年12月23日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村文化財保護条例(昭和52年美浦村条例第21号。以下「条例」という。)の規定に基づき、この条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書及び同意書の様式)

第2条 条例第4条第1項、条例第26条第1項、条例第33条第1項及び条例第41条第1項の規定による指定を受けようとする者は、様式第1号から様式第4号までによる申請書を美浦村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

2 条例第4条第2項(条例第33条第2項及び条例第41条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定に同意した場合は、様式第5号による同意書を教育委員会に提出しなければならない。

(指定書の様式)

第3条 条例第4条第6項(条例第33条第2項及び条例第41条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定書の様式は、様式第6号によるものとする。

(認定書の様式)

第4条 条例第26条第2項の規定による無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつてはその代表者)の認定書及び条例第52条第2項の規定による選定保存技術の保持者又は保存団体(保存団体にあつては代表者又は管理者)認定書の様式は、様式第7号によるものとする。

(指定書の再交付)

第5条 交付された指定書を滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請書の様式は、様式第8号によるものとする。

(管理責任者選任又は解任の届出書の様式)

第6条 条例第7条第3項(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者を選任し、又は解任したときの届出書の様式

は、様式第9号又は第10号によるものとする。

(所有者変更の届出書の様式)

第7条 条例第8条第1項(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定による所有者が変更したときの届出書の様式は、様式第11号によるものとする。

(管理責任者変更の届出書の様式)

第8条 条例第8条第2項(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者が変更したときの届出書の様式は、様式第12号によるものとする。

(所有者又は管理責任者の氏名変更の届出書の様式)

第9条 条例第8条第3項(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出書の様式は、様式第13号によるものとする。

(指定文化財の滅失、毀損等の届出書の様式)

第10条 条例第12条(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定による村指定文化財(以下「指定文化財」という。)の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときの届出書の様式は、様式第14号によるものとする。

(所在の場所変更の届出書の様式)

第11条 条例第13条(条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による指定文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出書の様式は、様式第15号によるものとする。

(所在の場所変更の届出を要しない場合等)

第12条 条例第13条ただし書(条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 条例第16条(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定により補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第17条第1項及び第2項(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

- (3) 条例第18条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - (4) 条例第19条第1項(条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による届出をして行う修理のために行う所在の場所を変更しようとするとき。
 - (5) 条例第22条第1項及び第2項又は条例第23条(条例第36条において準用する場合も含む。)の規定による勧告又は承認を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 2 条例第13条ただし書(条例第36条において準用する場合を含む。)の規定により所在の場所を変更したのち届出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合とする。
- 3 前項の届出書の様式は、様式第15号によるものとし、所在の場所を変更した後20日以内に届出しなければならない。

(経費補助の申請)

第13条 所有者又は管理団体(以下「管理者」という。)は、条例第16条(条例第36条及び条例第51条において準用する場合を含む。)の規定により経費の補助を受けようとするときは、様式第16号による経費補助申請書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 経費の予算書
 - (2) 工事内訳書
 - (3) 設計仕様書
 - (4) 設計図
 - (5) 修理箇所の写真又は見取図
- 2 管理者は、前項に規定する書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に、その理由を付して申出なければならない。
- 3 管理者は、修理を完了したとき、次の各号に掲げる書類を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- (1) 工事の概要書
 - (2) 精算書
 - (3) 修理の結果を示す写真又は見取図

(現状変更許可申請の手続)

第14条 条例第18条第1項及び条例第48条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、様式第17号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(着手及び終了の報告)

第15条 許可申請者は、当該許可に係る現状変更に着手し、及びこれを終了したときは、20日以内にその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(現状変更の届出書の様式)

第16条 条例第35条第1項の規定による現状変更の届出書の様式は、様式第18号によるものとする。

(維持の措置の範囲)

第17条 条例第18条第1項ただし書及び条例第48条第1項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 指定文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該指定文化財をその指定当時の原状(指定後において、現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更の原状)に復するとき。
- (2) 指定文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 史跡名勝天然記念物にあつて、史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(修理の届出書の様式)

第18条 条例第19条第1項(条例第36条において準用する場合を含む。)の規定により指定文化財を修理しようとするときの届出書の様式は、様式第19号によるものとする。

(修理終了の報告)

第19条 条例第19条第1項(条例第36条において準用する場合を含む。)の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、終了後20日以内にその旨を教育委員会に報告するものとする。

(保持者の氏名等又は死亡の変更届の様式)

第20条 条例第28条の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死

亡したとき、保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときの届出書の様式は、様式第20号によるものとする。

(土地所在地等の異動の届出書の様式等)

第21条 条例第47条の規定による土地所在地等の異動の届出書の様式は、様式第21号によるものとし、異動後30日以内に届出なければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた図面の写本を前項の書面に添えるものとする。

(標識)

第22条 条例第46条の規定により設置する標識は、石材とする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することができる。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

(1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

(2) 美浦村教育委員会の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することができる。)

(3) 指定年月日

(4) 設置年月日

(説明板、標柱及び注意札)

第23条 条例第46条の規定により設置する説明板には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

(2) 指定年月日

(3) 説明事項

(4) 保存上注意すべき事項

(5) その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めのない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

3 第1項第4号若しくは第5号に掲げる事項が指定に係る地域内の特定の場所又

は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所に標柱又は物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第24条 境界標は、上部13センチメートル以上の4角柱とし、地表からの高さは、30センチメートル以上とするものとする。

2 境界標の上面には、指定に係る地域の境界の方向指示線を、側面には、史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び美浦村教育委員会の文字を彫り、又は記載するものとする。

3 境界標は、指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の設置)

第25条 標識、説明板、標柱、注意札又は境界標、囲さくその他の施設(以下「標識等」という。)の形状、数、設置場所その他これらの施設に関し、必要な事項は、前3条の規定に定めるもののほか、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理に必要な程度において環境に調和するよう管理者が定めるものとする。

(標識等の設置に関する書類)

第26条 管理者は、標識等を設置しようとするときは、次に掲げる書類を設置しようとする日の20日前までに教育委員会に提出するものとする。

- (1) 設計図
- (2) 標識等の位置を示す図面
- (3) 設置工事の計画書
- (4) 説明板の記載事項を記した書面(説明板を設置する場合に限る。)

(台帳)

第27条 美浦村教育委員会は、指定文化財の台帳を備えておくものとする。

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条第1項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名



美浦村指定有形文化財、有形民俗文化財指定申請書

別紙のものは、有形文化財、有形民俗文化財として価値あるものと思われますから、美浦村指定文化財として指定して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(別紙)

- 1 名称及び員数
- 2 所 在 地
- 3 所有者氏名又は名称及び住所
- 4 管理者又は管理団体の氏名又は名称及び住所
- 5 建造物であるときは、その構造及び形式
- 6 絵画、彫刻、工芸品、その他建造物以外のものであるときは、その寸法、重量又は材質
その他の特徴
- 7 製作年代
- 8 作 者 名
- 9 由来又は沿革
- 10 保存管理
- 11 その他参考資料
- 12 添付書類
 - (1) 写真並びに拓本
 - (2) 建造物であるときは、実測図及び付近の見取図

様式第2号(第2条第1項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名(保持団体代表者) ㊟

美浦村指定無形文化財指定申請書

別紙のものは、無形文化財として価値のあるものと思われますから、美浦村指定文化財として指定して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(別紙)

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 代表者氏名及び住所
- 4 管理者又は管理団体の氏名又は名称及び住所
- 5 行事が行われる場所
- 6 技術の内容
- 7 構成及び設備
- 8 使用する楽器又は用具の種類及び数
- 9 由来又は沿革
- 10 その他技術に関する参考となる資料
- 11 技術保持者として適当な者の氏名
- 12 技術保持者として認定を受けるべき者の略歴
 - (1) 氏 名
 - (2) 生年月日
 - (3) 本 籍 地
 - (4) 現 住 所
 - (5) 最終学歴
 - (6) 職 歴
 - (7) 略 歴
- 13 その他参考資料
- 14 添付書類
写 真

様式第3号(第2条第1項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名



美浦村指定無形民俗文化財指定申請書

別紙のものは、無形民俗文化財として価値あるものと思われますから、美浦村指定文化財として指定して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(別 紙)

- 1 名 称
- 2 実施場所
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理者又は管理団体の氏名又は名称及び住所
- 5 構造及び設備
- 6 使用する器具(名称、数、形状、使用方法等)
- 7 実施者並びにその関係者の住所、職業及び氏名
- 8 沿革及び特色
- 9 その他参考資料
- 10 添付書類
写 真

様式第4号(第2条第1項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名



美浦村指定史跡名勝天然記念物指定申請書

別紙のものは、史跡名勝天然記念物として価値あるものと思われますから、美浦村指定文化財として指定して下さるよう関係書類を添えて申請します。

(別 紙)

- 1 名 称
- 2 種 類
- 3 所在地(国, 県, 市, 町, 村有地及び私有地別の地目, 地番及び地積)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理者又は管理団体の氏名又は名称及び住所
- 6 現 状
- 7 由来又は沿革
- 8 その他参考資料
- 9 添付書類
 - (1) 写 真
 - (2) 地域の地籍図及び配置図

様式第5号(第2条第2項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所

氏 名



同 意 書

私の所有(占有, 保持)する下記の文化財を貴委員会が美浦村指定文化財に指定することに同意します。

記

1 名称及び数

2 所在地

様式第6号(第3条関係)

割
印

記号番号

指 定 書
(特記すべき事項)

美浦村文化財保護条例第 条の規定により、美浦村指定有形文化財(無形文化財、民俗資料、史跡名勝天然記念物)に指定する。

年 月 日

美浦村教育委員会 印

寸 法 横 センチメートル
縦 センチメートル

所 在 者	住 所	所 在 地	変更年月日	備 考

注 意

- 1 指定が解除になったときは、この指定書を美浦村教育委員会に返付しなければならない。
- 2 次の場合は、この指定書を添えて届け出なければならない。
 - (1) 所有者が変更したとき。
 - (2) 所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更したとき。
- 3 この指定書は、汚損しないよう大切に保存すること。

様式第7号(第4条関係)

記号番号

認 定 書

氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{保持団体代表者} \\ \text{保存会代表者} \end{array} \right]$

生 年 月 日

美浦村文化財保護条例第26条、第52条の規定により、美浦村指定無形文化財、選定保存技術(名称)の保持者、保持団体として認定する。

美浦村教育委員会 印

寸 法 縦 センチメートル
横 センチメートル

住 所	特 記 す べ き 事 項	備 考

注 意

- 1 次の場合は、この認定書を返付しなければならない。
 - (1) 指定が解除になったとき。
 - (2) 保持者が死亡したとき。
 - (3) 保持者の認定が解除になったとき。
- 2 次の場合は、この認定書を添えて届け出なければならない。

保持者の氏名、芸名又は雅号を変更したとき。

様式第8号(第5条第2項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



指 定 書 再 交 付 申 請 書

上記のことについて、下記のとおり指定書を滅失(毀損, 亡失, 盗難)したので再交付願
いたく申請します。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 滅失(毀損, 亡失, 盗難)の年月日及び場所
- 4 滅失(毀損, 亡失, 盗難)の事由
- 5 その他参考となるべき事項

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



管 理 責 任 者 選 任 届

上記のことについて、下記のとおり管理責任者を選任したので、お届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年齢
- 7 選任の年月日
- 8 選任の事由
- 9 その他参考となるべき事項

様式第10号(第6条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



管 理 責 任 者 解 任 届

上記のことについて、下記のとおり管理責任者を解任したのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 選任の年月日
- 7 解任の年月日
- 8 解任の事由
- 9 新管理者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

様式第11号(第7条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



所 有 者 変 更 届

上記のことについて、下記のとおり所有者が変更したのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となるべき事項

様式第12号(第8条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

新管理責任者	住 所	
	氏 名	㊟
旧管理責任者	住 所	
	氏 名	㊟

管 理 責 任 者 変 更 届

上記のことについて、下記のとおり管理責任者を変更したのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新管理者氏名又は名称及び住所
- 6 旧管理者氏名又は名称及び住所
- 7 変更年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項

様式第13号(第9条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



所 有 者 氏名(名称)及び住所変更届
管理責任者

上記のことについて、下記のとおり氏名(名称)及び住所を変更したのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 5 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となるべき事項

様式第14号(第10条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所

氏 名



指定文化財滅失(毀損, 亡失, 盗難)届

上記のことについて, 下記のとおり滅失(毀損, 亡失, 盗難)したのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 滅失(毀損, 亡失, 盗難)の事実を生じた当時における管理の状況
- 7 滅失(毀損, 亡失, 盗難)の事実を生じる以前における管理の状況
- 8 滅失, 毀損等の原因並びに毀損の場合は, その箇所及び程度
- 9 史跡名勝天然記念物の毀損の場合にあっては, 毀損の結果その保存上受ける影響
- 10 滅失, 毀損の事実を知った後に取られた措置
- 11 今後の措置に対する希望その他参考となるべき事項
- 12 毀損の場合にあっては, 前項の書面に写真又は見取図を添えるものとする。

様式第15号(第11条関係, 第12条第3項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



所 在 の 場 所 変 更 届

上記のことについて, 下記のとおり所在を変更したのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者の氏名及び住所
- 5 変更前の所在の場所
- 6 変更後の所在の場所
- 7 変更年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項

様式第16号(第13条第1項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



美浦村指定文化財 管理費 補助申請書
修理費

美浦村指定文化財(名称)は、管理費 として総金額 円を要します
修理費
ので、このうち 円は当方で負担しますから、美浦村文化財保護条例第16
条の規定により、 円を補助くださるよう関係書類を添えて申請いたしま
す。

記

- 1 指定文化財名称及び数
- 2 指定文化財指定書の記号番号
- 3 指定文化財所在地
- 4 所有者氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者氏名及び住所
- 6 現 状
- 7 申請の理由
- 8 経費補助希望額
- 9 工事内容の概要
- 10 実施方法及び施行者の氏名及び住所
- 11 着手完了の予定時期
- 12 その他参考となる事項

様式第17号(第14条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



現 状 変 更 許 可 申 請 書

上記のことについて、下記のとおり現状変更したいので、許可願いたく別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 現状変更を必要とする理由
- 7 現状変更の内容及び実施の方法
- 8 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 9 施行予定者の氏名又は名称及び住所並びに事務所の所在地
- 10 現状変更に必要な経費
- 11 その他参考となるべき事項
- 12 添付書類
 - (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
 - (2) 許可申請書が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
 - (3) 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図。ただし、史跡名勝天然記念物にあつては、現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番地目を表示した図面

様式第18号(第16条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



現 状 変 更 届

上記のことについて、下記により現状変更するのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 現状変更を必要とする理由
- 7 現状変更の内容及び実施の方法
- 8 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 9 施行予定者の氏名又は名称及び住所並びに事務所の所在地
- 10 現状変更に必要な経費
- 11 その他参考となるべき事項

様式第19号(第18条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



指 定 文 化 財 修 理 届

上記のことについて、下記により修理するのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 修理を必要とする理由
- 7 修理の内容及び方法
- 8 修理の着手及び終了の予定時期
- 9 施行予定者の氏名又は名称及び住所並びに事務所の所在地
- 10 その他参考となるべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 工事計画書
 - (2) 設計図
 - (3) 写真又は見取図
 - (4) 管理者が管理者以外のものであるときは、管理責任者の承諾書

様式第20号(第20条関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



保 持 者 の 死 亡 届
氏名(名称)住所

上記のことについて、下記のとおり保持者が死亡の氏名(名称)及び住所が変更したのでお届けします。

記

- 1 指定無形文化財の名称
- 2 指定年月日及び指定書記号番号並びに認定年月日
- 3 死亡した保持者の氏名及び住所
- 4 変更前の氏名又は名称及び住所
- 5 変更後の氏名又は名称及び住所
- 6 追加認定者の有無
- 7 その他参考となるべき事項

様式第21号(第21条第1項関係)

年 月 日

美浦村教育委員会 殿

住 所
氏 名



史跡名勝天然記念物所在地等の異動届

上記のことについて、下記のとおり所在地の異動をしたのでお届けします。

記

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定年月日及び指定書記載の記号番号
- 3 指定文化財の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- 7 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- 8 その他参考となるべき事項
- 9 添 付 書 類
見取図(地番、地目、地積)